

(案)

**那珂市  
障がい者プラン**

**(那珂市障がい者計画・障がい福祉計画)**

**平成24年3月**

**那 珂 市**

# はじめに

現在、国においては、障がい者の権利保障に関して国際的な動向に対応するため、制度改革についての議論が進められております。これを受け、このたび障害者基本法が改正され、また、新たに障がい者の虐待防止法が施行されるなど、障がいのある方を取りまく社会環境に大きな変革がみられるところです。

特に、改正障害者基本法においては、障がい者の『基本的人権』に初めて言及し、また障がい者の定義についても、『障がいは個人に属するもの』というこれまでのとらえ方から更に踏み込み、『社会的な障壁によって障がいは生み出される』という“社会モデル”の考え方が新たに加えされました。

これにより、私たちは、障がいのある方の社会参加および共生社会の実現のため、これらをはばむあらゆる社会的障壁を取り除くことに、一定の責任を負うこととなりました。

このように、障がい福祉を推進するうえで大きな転換が図られつつあるこのときに、本市において「障がい者プラン」を策定し、今後5年間にわたって進めていくべき施策が明らかになったことは、まさに時機を得たものと考えます。

本プランでは、改正障害者基本法の理念と目的を根底に据え、『ともに暮らし ともに輝くために』を計画の基本理念に掲げました。そして、この理念を実現するため、一つ目には『ノーマライゼーションの地域社会の実現』、二つ目には『障がい者の自立と社会参加を支援するための障がい福祉サービスの提供』、三つ目として『ライフステージに応じたりハビリテーションの理念に基づく施策の展開』を図っていくと定めたところです。

本市における市政運営の柱である“一人ひとりが輝くまち”「未来に夢がもてるまち」那珂市の実現”的にも、本プランの推進は大きな意義を持つものです。

私は、障がいのある方のみならず、すべての市民に安心・安全をお届けし、住んでよかったですと感じられるまちづくりに向けて、本プランに掲げた施策に着実に取り組んでまいります。関係各位および市民の皆様には、市政運営のパートナーとして、ご理解とご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定にあたり、慎重なるご審議を賜りました障がい者プラン推進委員会委員各位をはじめ、アンケート調査に貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様に深く感謝申し上げます。

平成24年3月

那珂市長 海野 徹



◇ 本市においては、平成24年度から法令等の名称を除き、「障害」の表記は「障がい」とします。

# 目 次

## 第1章 計画の考え方

### 第1節 計画の趣旨

|                      |   |
|----------------------|---|
| 1. 計画の背景             | 2 |
| 2. 計画策定の目的           | 4 |
| 3. 計画の位置づけ           | 4 |
| 4. 計画の期間             | 5 |
| 5. 障がいのある人等の計画策定への参加 | 5 |
| 6. 計画の推進             | 5 |
| 7. 基本目標の評価           | 6 |

### 第2節 障がいのある人をめぐる現状

|                  |    |
|------------------|----|
| 1. 障がいのある人の現状    | 7  |
| 2. 障がい者のための施策の現状 | 11 |

### 第3節 計画の理念と施策の体系

|               |    |
|---------------|----|
| 1. 計画の理念      | 15 |
| 2. 基本視点       | 15 |
| 3. 計画の基本目標と施策 | 16 |
| 4. 施策の体系      | 17 |

## 第2章 施策の展開

### 基本目標1 保健・医療の充実 20

|                         |
|-------------------------|
| 施策の方向1 健康づくり・障がい予防の推進   |
| 施策の方向2 こころの病の予防・支援対策の推進 |
| 施策の方向3 地域リハビリテーションの充実   |

### 基本目標2 地域生活支援の充実 24

|                        |
|------------------------|
| 施策の方向1 障がい福祉サービスの円滑な推進 |
| 施策の方向2 障がい福祉サービスの基盤整備  |
| 施策の方向3 地域生活支援事業の充実     |
| 施策の方向4 在宅サービスの基盤整備     |
| 施策の方向5 生活安定・経済的自立の支援   |

### 基本目標3 教育・育成の推進 33

|                  |
|------------------|
| 施策の方向1 障がい児の育成支援 |
| 施策の方向2 特別支援教育の推進 |

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| <b>基本目標 4 雇用・就労の支援</b>             | 37 |
| <b>施策の方向 1 雇用・就労の場の拡大</b>          |    |
| <b>施策の方向 2 職業リハビリテーションの充実</b>      |    |
| <b>基本目標 5 社会参加の促進</b>              | 40 |
| <b>施策の方向 1 文化・スポーツ活動等の振興</b>       |    |
| <b>施策の方向 2 情報提供・コミュニケーション支援の充実</b> |    |
| <b>施策の方向 3 選挙における投票行動の促進</b>       |    |
| <b>基本目標 6 住みよいまちづくり</b>            | 44 |
| <b>施策の方向 1 バリアフリーの生活環境整備</b>       |    |
| <b>施策の方向 2 災害時支援・防犯対策の推進</b>       |    |
| <b>施策の方向 3 地域支援体制の整備</b>           |    |
| <b>施策の方向 4 障がいのある人についての理解の促進</b>   |    |

### **第3章 重点事業と計画の推進**

|                         |    |
|-------------------------|----|
| <b>第1節 ライフステージ別重点事業</b> | 50 |
| <b>第2節 計画の推進</b>        |    |
| 1. 計画の推進体制              | 55 |
| 2. 事業の評価                | 55 |
| 3. 基本目標の評価              | 56 |

### **第4章 第3期障がい福祉計画**

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| <b>第1節 計画策定の基本指針</b>           |    |
| 1. 計画の策定                       | 58 |
| 2. 計画策定の基本的な指針                 | 58 |
| 3. サービスの数値目標の設定にあたって           | 59 |
| <b>第2節 障がい福祉サービス及び相談支援の見込み</b> |    |
| 1. 施設入所者の地域生活への移行と就労支援         | 60 |
| 2. 指定障がい福祉サービス量等の見込み           | 62 |
| <b>第3節 地域生活支援事業等の見込み</b>       |    |
| 1. 地域生活支援事業の見込み                | 65 |
| 2. 障がい児通所支援の見込み                | 67 |
| <b>資料</b>                      | 70 |